第二十五号の二様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵管理会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　目論見書の記載に当たっては、ファンドの特性等を考慮し、投資者がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出して記載するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下ｂ及び⑸ｂにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。

ｄ　この目論見書が金融商品取引法上の規定による「目論見書」であることが明白となるよう記載すること。

ｅ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｆ　ファンドの設定及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該ファンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報（以下ｆにおいて「本国情報」という。）と同程度のものとしなければならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式の定めるところにより「１　基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を冒頭に記載した上で、①又は②に掲げる事項を記載することができる。この場合には、目論見書に金融商品取引業等に関する内閣府令第 79 条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。

①　本国情報のうち「１　基本情報」に掲げる事項の全部又は一部に該当する情報

②　本国情報のうち第四号の二様式に掲げる事項に該当する情報

ｇ　この「記載上の注意」は、第四号の二様式により有価証券届出書を提出する場合について定めたものであり、有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出するときには、これに準じて記載すること。

⑵　管理会社等の情報

第四号の二様式「記載上の注意」⑯ｂ及びｃにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

⑶　ファンドの目的・特色

第四号の二様式「記載上の注意」⑭、⑯ａ及び⑳から㉔までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。

⑷　投資リスク

ａ　ファンドのもつリスク及びその管理体制について、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクの記載については、投資者が投資リスクの内容を容易に理解することができるよう、表現、記載順序等を工夫して記載すること。

ｃ　ａ及びｂに加えて、第四号の二様式「記載上の注意」㉕ｃ及びｄに記載すべき事項を記載すること。

⑸　運用実績

ａ　第四号の二様式「記載上の注意」㉝から㊴までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」㉝ｂにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。

ｂ　運用実績の記載については、図表等を用いて投資者が容易に理解することができるよう、分かりやすく記載すること。

⑹　手続・手数料等

ａ　投資者が申込みから換金（解約）までの間に行うべき手続として、第四号の二様式「記載上の注意」⑻、⑽、⑬、㊶、㊷及び㊺から㊼までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。

ｂ　「手数料等」として、第四号の二様式「記載上の注意」㉖から㉚までにより記載すべき事項を簡潔に記載すること。また、第四号の二様式「記載上の注意」㉛により記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

⑺　追加的情報

⑶から⑹までに掲げる事項のほか、この目論見書に係る外国投資信託受益証券についての有価証券届出書に記載された事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす事項がある場合には、「追加的記載事項」と明記して記載すること。

なお、「追加的記載事項」の記載については、投資者がその内容を容易に理解することができるよう、分りやすく記載すること。